

AI道路工事検知ソリューション利用規約【現改比較表】 2026年4月29日現在

～2026年4月28日

2026年4月29日～

第19条 データに関する責任

第21条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「映像データ」といいます。）滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとしします。

第19条 データに関する責任

第22条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されている[本サービスにおいて契約者に提供するデータ](#)（以下「映像データ」といいます。）滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとしします。

第21条 [匿名加工情報](#)

[映像データは、モビリティパートナーが撮影した映像（以下「撮影データ」といいます。）から通行人などの個人を特定する情報を識別できないように加工処理した情報であり、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に定める匿名加工情報として契約者に提供されます。](#)

[2 当社の匿名加工情報の作成および契約者への第三者提供に係る情報は、当社の公式ホームページ（\[https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/personal_info.html?msocid=2f385c5b4a8667f932f24f924bfe6672\]\(https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/personal_info.html?msocid=2f385c5b4a8667f932f24f924bfe6672\)）に公表します。](#)

[第21条 -第34条](#)

（第21条追加に伴う条番号の変更）

[第22条 -第35条](#)

<p>第25条 契約者の義務</p> <p>(12) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと</p>	<p>第26条 契約者の義務</p> <p>(12) 映像データを、個人を識別するために他の情報と照合しないことを含め、匿名加工情報に関して適用される個人情報保護法その他ガイドライン上の義務を遵守すること</p> <p>(13) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと</p>
	<p>附則（令和8年4月28日 5 G 2 サ000400004227-01）</p> <p>この改正規定は、令和8年4月29日から実施します。</p>